

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年8月から9月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月18日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関66箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
秘書課	令和6年8月2日	奥山委員	—
広報広聴推進課	令和6年8月2日	奥山委員	—
人事課	令和6年8月2日	奥山委員	—
国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	令和6年8月2日	奥山委員	—
総合交通政策課	令和6年8月2日	奥山委員	—
DX推進課	令和6年8月2日	奥山委員	—
統計企画課	令和6年8月2日	奥山委員	—
しあわせ子育て政策課	令和6年8月2日	高橋委員	海老名委員
子ども成育支援課	令和6年8月2日	高橋委員	海老名委員
子ども家庭福祉課	令和6年8月2日	高橋委員	海老名委員
産業創造振興課	令和6年8月2日	高橋委員	海老名委員
県産品・貿易振興課	令和6年8月2日	高橋委員	海老名委員
雇用・産業人材育成課	令和6年8月2日	高橋委員	海老名委員
消防救急課	令和6年8月20日	奥山委員	松田委員
多様性・女性若者活躍課	令和6年8月20日	高橋委員	海老名委員
財政課	令和6年8月22日	奥山委員 高橋委員	松田委員 海老名委員

下 水 道 課	令和6年8月22日	奥山委員 高橋委員	松田委員 海老名委員
働 き 方 改 革 実 現 課	令和6年8月22日	奥山委員	松田委員
高 等 教 育 政 策 ・ 学 事 文 書 課	令和6年8月22日	奥山委員	松田委員
管 財 課	令和6年8月22日	奥山委員	松田委員
税 政 課	令和6年8月22日	奥山委員	松田委員
管 理 課	令和6年8月22日	高橋委員	海老名委員
建 設 企 画 課	令和6年8月22日	高橋委員	海老名委員
県 土 利 用 政 策 課	令和6年8月22日	高橋委員	海老名委員
都 市 計 画 課	令和6年8月22日	高橋委員	海老名委員
農 政 企 画 課	令和6年8月23日	奥山委員	松田委員
農 業 経 営 ・ 所 得 向 上 推 進 課	令和6年8月23日	奥山委員	松田委員
農 産 物 販 路 開 拓 ・ 輸 出 推 進 課	令和6年8月23日	奥山委員	松田委員
農 村 計 画 課	令和6年8月23日	奥山委員	松田委員
農 村 整 備 課	令和6年8月23日	奥山委員	松田委員
森 林 ノ ミ ク ス 推 進 課	令和6年8月23日	奥山委員	松田委員
道 路 整 備 課	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員
道 路 保 全 課	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員
河 川 課	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員
砂 防 ・ 災 害 対 策 課	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員
空 港 港 湾 課	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員
建 築 住 宅 課	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員
農 業 技 術 環 境 課	令和6年8月27日	奥山委員	松田委員
園 芸 大 国 推 進 課	令和6年8月27日	奥山委員	松田委員
畜 産 振 興 課	令和6年8月27日	奥山委員	松田委員
水 産 振 興 課	令和6年8月27日	奥山委員	松田委員
健 康 福 祉 企 画 課	令和6年8月27日	高橋委員	海老名委員
医 療 政 策 課	令和6年8月27日	高橋委員	海老名委員
地 域 福 祉 推 進 課	令和6年8月27日	高橋委員	海老名委員
が ん 対 策 ・ 健 康 長 寿 日 本 一 推 進 課	令和6年8月27日	高橋委員	海老名委員
防 災 危 機 管 理 課	令和6年8月30日	松田委員	—
教 育 政 策 課	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
教 職 員 課	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
生 涯 教 育 ・ 学 習 振 興 課	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
特 別 支 援 教 育 課	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
福 利 厚 生 課	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
学 校 体 育 保 健 課	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
高 齢 者 支 援 課	令和6年8月30日	高橋委員	海老名委員
障 が い 福 祉 課	令和6年8月30日	高橋委員	海老名委員
観 光 交 流 拡 大 課	令和6年8月30日	高橋委員	海老名委員
ス ポ ー ツ 振 興 課	令和6年8月30日	高橋委員	海老名委員

県民文化芸術振興課	令和6年8月30日	高橋委員	海老名委員
監査委員事務局	令和6年8月30日	高橋委員	海老名委員
人事委員会事務局	令和6年8月30日	高橋委員	海老名委員
総務厚生課	令和6年9月2日	奥山委員	松田委員
議会事務局	令和6年9月2日	松田委員	海老名委員
高校教育課	令和6年9月2日	奥山委員	松田委員
警察本部	令和6年9月2日	奥山委員	松田委員
会計局	令和6年9月2日	高橋委員	海老名委員
労働委員会事務局	令和6年9月2日	高橋委員	海老名委員
義務教育課	令和6年9月3日	松田委員	—

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 子ども家庭福祉課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

交付申請日から交付決定日までの期間が3箇月以上のもの

令和5年度山形県ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金

交付申請日 令和6年2月15日

交付決定日 令和6年5月31日

ロ 産業創造振興課

(イ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

a 調定手続が、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの

県産業創造支援センター自動販売機設置場所貸付料（2階休憩ホール西側）

調定すべき日 令和5年4月1日

調定日 令和6年6月10日

調定額 242,000円

b 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 3件 合計356,400円

主な事例は以下のとおり

県産業創造支援センター自動販売機設置場所貸付料（1階ロビー西側）

調定すべき日 令和5年4月1日

調定日 令和6年6月10日

調定額 57,200円

ハ 消防救急課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて遅延し、次年度予算から支出しているもの

一般需用費（航空関係告示集追録）

請求書受理日 令和5年1月30日
支払期限 令和5年2月13日
支払日 令和5年7月7日
支出額 3,707円

b 支払期限内に支払をしていないもの 2件 合計76,296円

主な事例は以下のとおり

一般需用費（救助靴6足）

請求書受理日 令和5年12月22日
支払期限 令和6年1月5日
支払日 令和6年2月26日
支出額 72,600円

ニ 税政課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

個人事業税の納税通知書・領収証書・納付書・領収済通知書（4連出力）のうち、領収証書及び納付書の合計金額が「合計欄」ではなく「延滞金」の位置に印字されていたもの 対象者5,367名

ホ 管理課

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

a 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和5年6月支給分

既支給分（100分の50）	107,688円
正支給額（100分の20）	43,075円
要返納額	64,613円

b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの

令和5年12月支給分

既支給分（100分の90）	283,903円
正支給額（100分の100）	315,448円
要追給額	31,545円

へ 建設企画課

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

電子入札システムの不具合により、入札執行機関の落札決定の取消しに繋がったもの
令和5年度（繰越）河川整備補助事業（防災安全・国補正）月光川旧川処理工事

ト 農政企画課

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約保証金を正当な理由もなく徴取していないなど、保証金の徴取、免除又は還付の手続が適切でないもの

令和5年度東北農林専門職大学（仮称）入試問題作成業務委託

契約金額 17,608,800 円

要契約保証金 1,760,880 円

チ 園芸大国推進課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

- a 交付申請日から交付決定日までの期間が3箇月以上のもの 3件
主な事例は以下のとおり

令和5年度山形県施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金

交付申請日 令和5年6月3日

交付決定日 令和5年9月25日

- b 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの 39件
主な事例は以下のとおり

令和5年度山形県施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金

交付申請日 令和5年7月14日

交付決定日 令和5年9月25日

リ 地域福祉推進課

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

補助金等の交付事務が適切でないもの

交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの

令和5年度山形県低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金

交付申請日 令和5年11月10日

交付決定日 令和6年1月22日

ヌ 防災危機管理課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

前金払の賃借料について、年度を超えて支払が遅延しているもの

防災行政無線白鷹山中継局敷地の賃借料(令和5年度分)

支出額 1,242 円

(ロ) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの
雑入(防災行政無線保守管理負担金)

納期限 令和5年12月25日

納入日 令和6年3月15日

金額 373,664 円

ル 教育政策課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの

複写機の賃借料

完了日	令和5年3月28日
請求書受理日	令和5年7月24日
支払日	令和5年8月7日
支払額	67,100円

ヲ 高校教育課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの
一般需用費（令和6年度山形県立中学入学者選抜実施要領）

請求書受理日	令和5年9月12日
誤った支払先への支払日	令和5年9月26日
誤った支払先からの戻入日	令和5年10月11日
正しい債権者への支払日	令和5年10月6日
支出額	374,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 土地建物使用料について、使用期間5年分を一括徴収すべきところ、年度毎に分割して徴収しているもの（下水道課）

ロ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（財政課、管財課、農業技術環境課）

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（広報広聴推進課、管財課）

(ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（県産品・貿易振興課）

ハ 契約

(イ) 物品購入単価契約書において、契約期間の記載がなく、別添仕様書が添付されていないもの（畜産振興課）

ニ 補助金

(イ) 交付申請者に対し、額の確定を行っていないもの（高校教育課）

ホ 財産

(イ) 財産台帳の記載が著しく滞っているもの（警察本部）

ヘ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの（観光交流拡大課）